別表1（第3条第2項）

加入金徴収基準及び払込みの方法

1. 加入金徴収基準

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 金　　額（円） |
| 個人会員 | ５，０００ |
| 法人会員 | ８，０００ |

1. 加入金の払込みの方法

加入承諾後1ヶ月以内に事務局へ持参、又は郵送、或いは本商工会指定の銀行口座に振り込むものとする。

別表2（第4条）

会費の徴収基準、払込みの方法及び納期

1. 会費徴収基準

（１）一般会費

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 個人企業 | 法 人 企 業 |
| 資本金従業員 |  | 300万円以下 | 301～500万円 | 501～1,000万円 | 1,001～2,000万円 | 2,001万円以上 |
|  0～1人 |  6口以上 | 10口以上 | 13口以上 | 16口以上 | 19口以上 | 22口以上 |
|  2～3人 | 8口以上 | 11口以上 | 14口以上 | 18口以上 | 21口以上 | 24口以上 |
|  4～5人 | 10口以上 | 15口以上 | 19口以上 | 22口以上 | 25口以上 | 29口以上 |
| 6～10人 | 11口以上 | 20口以上 | 23口以上 | 26口以上 | 30口以上 | 33口以上 |
| 11～15人 | 15口以上 | 24口以上 | 28口以上 | 31口以上 | 34口以上 | 37口以上 |
| 16～20人 | 20口以上 | 29口以上 | 32口以上 | 35口以上 | 39口以上 | 42口以上 |
| 21～30人 | 24口以上 | 33口以上 | 36口以上 | 40口以上 | 43口以上 | 46口以上 |
| 31～50人 | 29口以上 | 37口以上 | 41口以上 | 44口以上 | 47口以上 | 51口以上 |
| 51人以上 | 33口以上 | 55口以上 |

 ※　従業員の基準は、毎事業年度4月1日現在とする。また、個人企業の場合は家族従業員を含み、臨時・パートは0.5人換算する。（１人未満切捨て）

（２）特別会費

大企業（支店・営業所を含む）又は大企業に準ずる会員及び特別会員は、会長の了承を得て協議の上決める。

（３）1口の金額は1,000円とする。